

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄 (記載を省略できる場合があります。)	配置図記載欄 (記載を省略することはできません。)

- 備考
- 1 保管場所証明申請で、同申請書の備考1に該当する場合及び保管場所届出で、同届出書の備考4に該当する場合は、「所在図」の記載を省略することができます。
 - 2 所在図の別紙として、地図のコピーを添付することができます。
 - 3 所在図には、使用の本拠の位置（自宅、事業所等）と保管場所の位置との間を直線で結び、その距離を記入してください。
 - 4 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の大きさ（縦、横、及び立体駐車場等の場合は高さ）をメートルにより記入してください。
 - 5 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示するほか、保管場所番号を記入してください。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。